
廿日市市公共施設再編計画
(第2期)

令和7年3月

廿日市市

目 次

1	はじめに.....	1
2	計画の位置付けと性質.....	2
	(1) 計画の位置付け.....	2
	(2) 計画期間.....	3
	(3) 目標の設定.....	3
	(4) 計画の性質.....	3
3	再編の方針.....	4
	(1) 基本的な考え方.....	4
	(2) 再編を進める上での視点.....	6
	(3) 再編の進め方.....	9
	(4) 施設分類ごとの方針.....	10
4	先行的事業.....	24
5	推進体制.....	26

1 はじめに

本市では、高度経済成長期の人口増加に合わせ、道路や上下水道施設などのインフラとともに、市民活動や行政サービスの提供に欠かすことのできない公共施設（建物）（以下「公共施設」という。）を積極的に整備することにより、多様な市民ニーズに対応してきました。

しかし、本市を取り巻く社会・経済情勢は大きく変わり、少子高齢化の進展や社会保障の充実に伴う扶助費等の増加により、義務的経費は年々増加する傾向にあり、保有する全ての公共施設を更新していくことは、財政的にも大きな負担となって、将来の行政サービスの水準維持に影響を及ぼすだけでなく、子や孫の世代へ大きな負担を先送りすることになりかねません。

一方、地域コミュニティの拠点としての機能維持や豪雨災害、土砂災害、地震等の自然災害への備えなど、将来の様々な環境の変化に対応するための公共施設の整備も必要となっています。また、急速なデジタル化の進展に伴い、対面から非対面・非接触での行政サービスが一部導入されるなど、行政サービスや公共施設のあり方も大きく変化してきています。

そのため、これまで各地域に画一的に配置されてきた公共施設について、合併から約20年が経過していることやデジタル技術の進展などを踏まえ、今後も良質かつ充実した行政サービスの維持向上を図りながら、防災上の観点を考慮しつつ、市全体を俯瞰した施設の適正な配置を推進し、持続可能な行政運営を行っていきます。

本市では、平成23年3月に公共施設の状況を把握し議論の基礎とする資料として「廿日市市公共施設白書」を、平成25年6月には公共施設マネジメントに関する基本的な考え方を示した「廿日市市公共施設マネジメント基本方針（令和6年3月改訂）」（以下「基本方針」という。）を、平成27年6月にはこの基本方針を実行に移すための「廿日市市公共施設再編計画（第1期）」（以下「再編計画（第1期）」という。）を策定し、市民ニーズや地域特性などに配慮した、公共施設全体の「量（総量縮減）」と「質（管理運営）」の改革に取り組みました。

その結果、再編計画（第1期）では、施設の統廃合、複合化や民間活力の活用による再編で、公共施設の総延べ床面積約1.2万㎡（令和6年度末見込）を縮減しました。

引き続き、基本方針を推進するため、「廿日市市公共施設再編計画（第2期）」（以下「本計画」という。）を策定するとともに、本計画の効果を最大化させていくため、施設のあり方や規模の適正化など、公共施設の再編について市民とともに検討し、状況に応じて本計画を見直しながら前進させていきます。

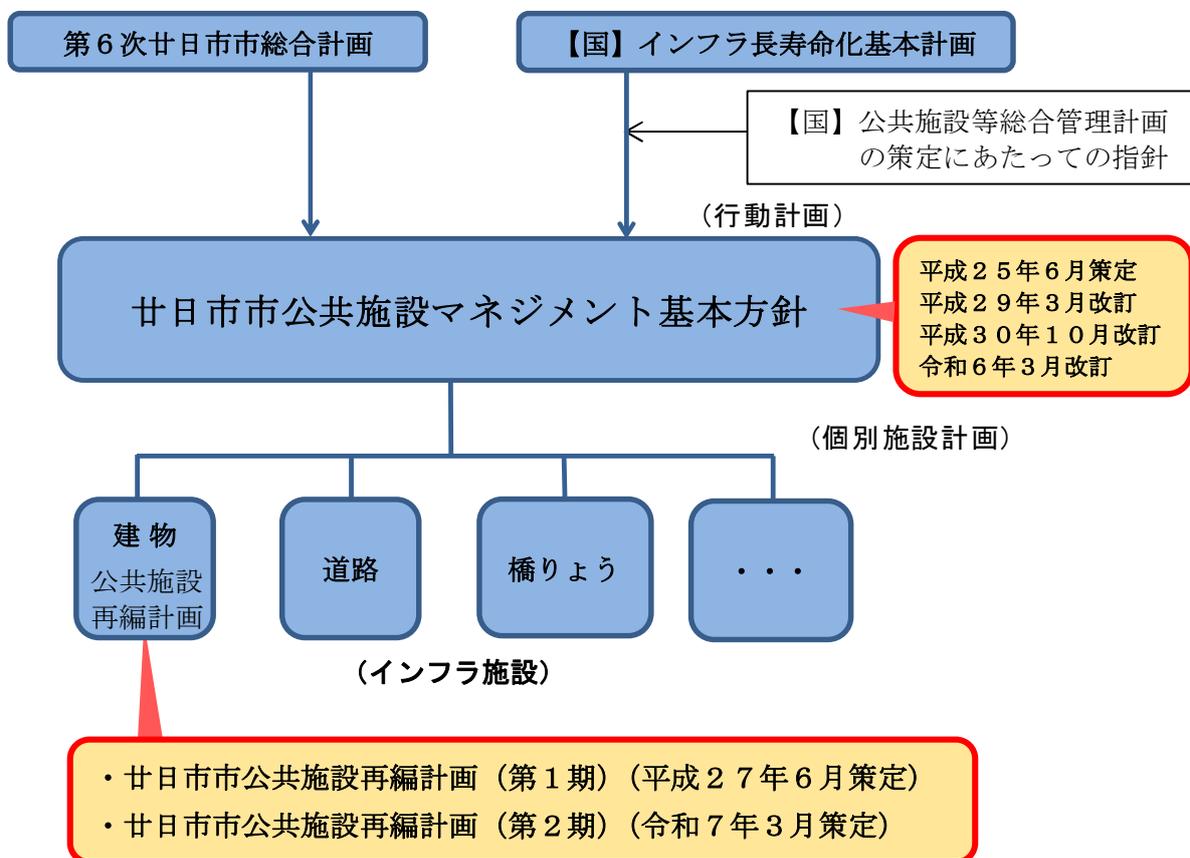
公共施設は、大切な市民共有の財産であり、これまでの本市の発展を支えてきたことを認識しつつ、将来にわたって地域の特性を踏まえたきめ細かな行政サービスが安定的に提供できるよう、公共施設の再編について本計画を着実に実行し、持続可能なまちづくりを進めていきます。また、公共施設の再編に当たり、改修又は更新等を行う場合は、木材利用の促進を図るなど、「木のまち はつかいち」という本市の特色を生かした魅力あるまちづくりを進めていきます。

2 計画の位置付けと性質

(1) 計画の位置付け

平成25年6月に策定した基本方針では、市民ニーズや地域特性などに配慮した、公共施設全体の「量（総量縮減）」と「質（管理運営）」の改革に取り組むこととし、公共施設の総量縮減について、当面の目標として、今後40年間で公共施設の総延べ床面積約49万㎡のうち10万㎡、約2割を縮減することとしています。本計画は、この基本方針を実行に移すためのものです。

(公共施設マネジメント基本方針より引用)



※ 広島県水道広域連合企業団へ統合された水道施設と、企業会計に移行した下水道施設は、令和6年3月の改訂以降、本方針の対象から除外しています。

(2) 計画期間

本計画は、基本方針で設定した目標期間を受けて、令和7年度から令和16年度の10年間を計画期間として設定します。なお、本市では、公共施設マネジメントシステムの導入を進めており、本計画策定後5年を目途に見直します。

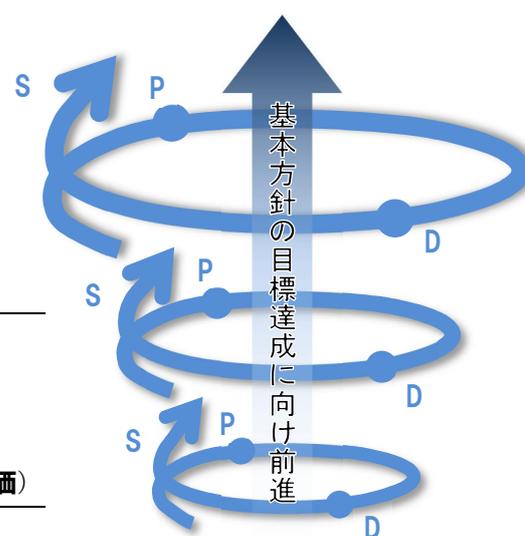
(3) 目標の設定

基本方針で、公共施設の総量縮減について、当面の目標として、今後40年間で公共施設の総延べ床面積約49万㎡のうち10万㎡、約2割を縮減することとしています。

本計画では、総延べ床面積2万㎡の縮減を目標としますが、本計画策定後5年を目途に、縮減面積について見直します。

(4) 計画の性質

本計画は、再編計画（第1期）と同様に「公共施設を増やすことでサービスを向上させることを目的とした計画」ではなく、「公共施設の総量を減らしながら、行政サービスの維持又は向上を図っていくことを目的とした計画」です。基本方針の目標の達成に向け、引き続き、市民と行政が個別の施設の再編に取り組み、そこで得られた経験をもとに、本計画を状況に応じて見直しながら前進していきます。



再編計画… (Plan:計画)

個別施設の再編

実施体験の蓄積、意識醸成

… (Do:実施)

経験をもとに、状況に応じた計画の見直し… (See:評価)

3 再編の方針

現在所有するすべての公共施設を更新することは、多額の経費を必要とすることから非常に難しい状況です。そのような中で、持続可能な行政サービスを提供するために、施設が更新時期を迎える場合には、施設そのものではなく、その施設の機能（サービス）（以下「機能」という。）の必要性・将来性を判断して、施設の更新を検討します。機能の必要性等の検討に当たっては、さまざまな指標を使いながら、客観的に評価を行っていきます。

また、施設について、耐震性の有無などの安全性やバリアフリーへの対応、室内空間の広さなどの機能性、ライフサイクルコストの見通しなどの経済性等を総合的に評価します。

なお、必要性の判断により更新を行う場合は、一定規模以上の施設（施設整備に係る総事業費が5億円以上のもの）については、「廿日市市官民連携手法導入検討ガイドライン（令和6年3月）」に沿って民間活力の活用を検討します。

(1) 基本的な考え方

基本方針で示した考え方に基づき再編を行います。

(公共施設マネジメント基本方針より抜粋)

4 公共施設マネジメント基本方針

(1) 全体基本方針

これまでの現状と課題の分析から公共施設（建物施設、インフラ施設）の縮減、長寿命化は将来的な課題として取り組むべき重要な課題であり、公共施設の総合的かつ計画的な管理運営を実現させるため、3つの基本方針を掲げ、量と質の改革に取り組みます。

ア 総量の適正化

社会ニーズの変化への対応を考慮した計画を推進し、総量の適正化に取り組みます。（統廃合・複合化、適正供給）

イ 長寿命化等の推進

施設の点検・診断の実施を行い、予防保全や耐震化に努め、安全確保をしつつ長寿命化の推進に取り組むとともに、施設の整備、改修にあたっては、ユニバーサルデザイン2020行動計画を踏まえ、誰もが安全で快適に利用できるユニバーサルデザインに配慮するほか、施設のバリアフリー化に努めます。

ウ 効率的かつ効果的な管理運営

管理運営については、民間活力の活用、効果的な資産活用、広域的連携も視野に取り組みものとしします。

(2) 建物施設

建物施設の更新問題に対し、将来の社会状況や財政状況、市民のニーズを見据えて建物施設を更新していくためには、個々の施設ごとに市民ニーズや維持管理の方法を

考えるのではなく、市全体のニーズを踏まえた上で、建物施設の全体最適化を図った施設マネジメントを推進していく必要があります。

施設を単なる設置目的を達成するためのハコ、あるいは市民活動の場としての提供という視点だけでなく、「資産」として効率的、効果的に有効活用しつつ管理していく視点で、「残す施設」、「残さない施設」の判断をもとにマネジメントを推進します。

ア 総延べ床面積を縮減します。

原則として新たな建物施設は建設しません。

現在ある建物施設は、集約化や統廃合を進め、総延べ床面積を縮減します。

ただし、老朽化等への対応やまちづくりの視点による時代のニーズに対応するため、新たな建物施設を建設する場合は、規模の縮小化、又は他の建物施設を同面積以上、廃止（予定も含む。）します。

イ 機能を重視した再配置を進めます。

建物施設のあり方については、社会情勢の変化に伴う必要性について市民とともに検討し、建物施設が担う機能を中心として、地域特性や時代（市民）のニーズを考慮した建物施設の再配置を行います。

ウ 資産の有効活用を図ります。

建物施設を経営資源として捉え、行政財産の貸付等や統廃合によって生じた跡地等の売却などの活用について検討し、主に将来の建物施設の維持更新、機能の充実に充てる財源とするなど、積極的に資産の有効活用を図ります。

また、老朽化等への対応やまちづくりの視点による時代のニーズに対応するため、新たな建物（機能）が必要になった場合は、既存の建物施設のリノベーションやコンバージョンと併せて、民間施設の活用も検討します。

さらに、市のみならず、近隣市町との連携を視野に入れ、広域化や機能分担を検討します。

エ 効率的・効果的な管理運営を進めます。

建物の維持管理における包括的委託や指定管理者による管理運営等、民間活力の活用を積極的に図り、効率的・効果的な管理運営を行います。

また、設置目的や公共性、広域性、機能・規模などさまざまな視点から施設の必要性を検討・判断し、存続させる建物については、安全性の確保を第一に、計画的な維持修繕による長寿命化、耐震化により、財政負担の軽減と平準化を図ります。

オ 一元的なマネジメントを行います。

全体最適の視点による活用戦略の策定や、長期的な施設更新の課題解決を図るため、施設の利用実態や重要度、あるいは老朽度合、維持管理費用等に関する情報を収集するなど、一元管理する体制を整備するとともに、施設の更新にあたっては個別の事業計画と全体方針の調整を図りながら、優先順位づけや更新の方針などについて意思決定するよう庁内横断的な組織体制により推進します。

カ 脱炭素化を推進します。

「廿日市市地球温暖化対策実行計画」の事務事業編における公共施設の脱炭素化への取り組み内容に基づき、太陽光発電や蓄電池の設置、新築する公共施設の省エネ化、ZEB化などを図っていきます。

(2) 再編を進める上での視点

基本方針で示した考え方に基づき、機能を中心に考え、次の視点を大切に施設の再編を進めます。

ア 画一的な配置から利用対象者の範囲に応じた配置への転換

平成の大合併により、1市3町1村が一つの廿日市市となりました。これまでは、合併前の行政区域ごとに公共施設を各々配置し、小中学校区ごとにも、同様の配置をすることにより、行政サービスを提供してきました。その結果、同一目的の施設を、数多く保有する状態となっています。

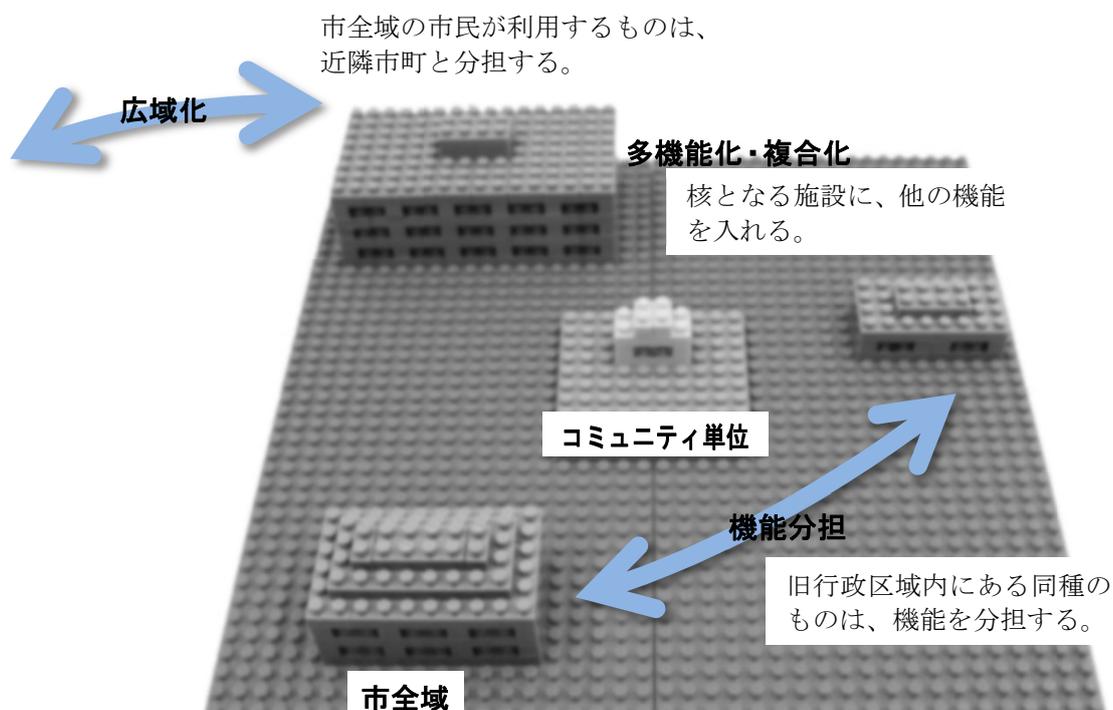
今後は、市全域で最適化を図る行政サービスと各地域ごとに最適化を図る行政サービスという2層（段階）の行政サービス構造に分けて考えていくことが重要と考えます。

各地域に配置された同一目的の施設について、合併前の行政区域や小中学校区を越えた再編を進め、それぞれが連携・補完を行うことにより、市全体として機能を維持しながら施設の最適化を図っていく必要があります。

このため、市全域の市民が利用する施設は、近隣市町との連携を視野に入れ、公共施設の市町を越えた広域化や機能分担を図っていくことも考えていきます。

また、一方では、一定の範囲の市民が利用する施設は、その地域の核となる施設を中心に、他の機能との効果的な連携を目的に多機能化や複合化を進めます。

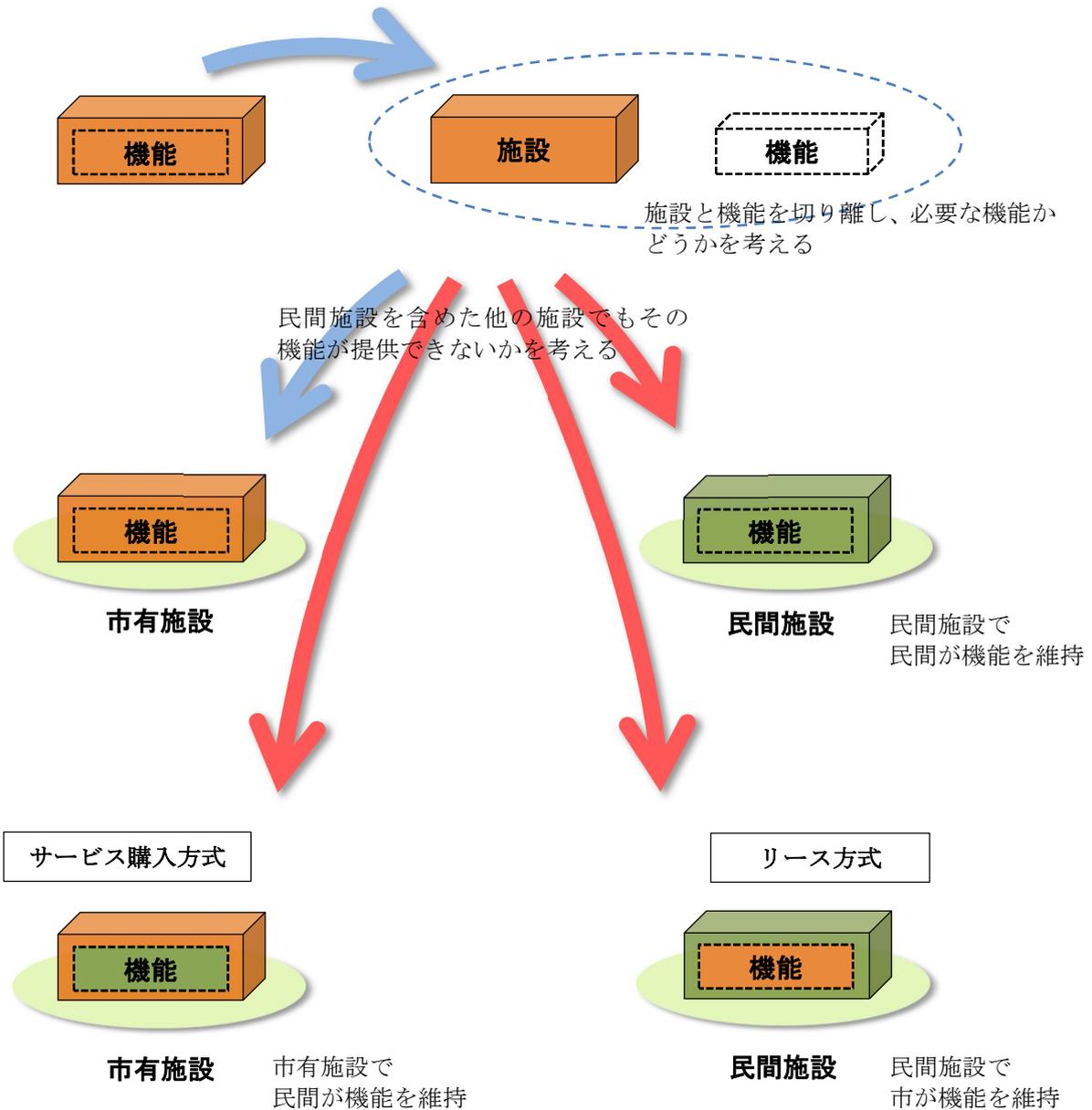
<イメージ図>



イ 機能に着目した再編

施設と機能を切り離し、本来必要な機能は何かを考え、その機能を提供するためには、現在使用している施設を将来に渡っても持ち続けなければならないか、民間施設を含めた他の施設でもその機能が提供できないか等について考えます。また、市の施設の民間事業者等への譲渡や貸付けなどによる機能の維持についても考えます。

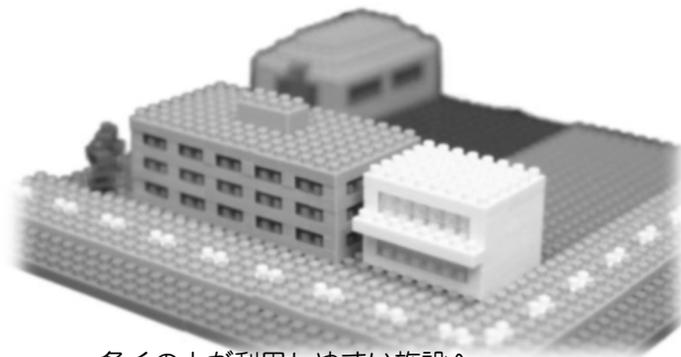
<イメージ図>



※ 事業手法の一部を例示

ウ 多くの人が利用しやすい利便性の高い場所への集約

今後の人口減少、少子高齢化社会への対応、防災上の観点等を考慮し、公共施設の再編を進める上で、その公共施設の機能をより発揮できるよう、多くの人が利用しやすい利便性の高い場所へ集めるよう努めます。

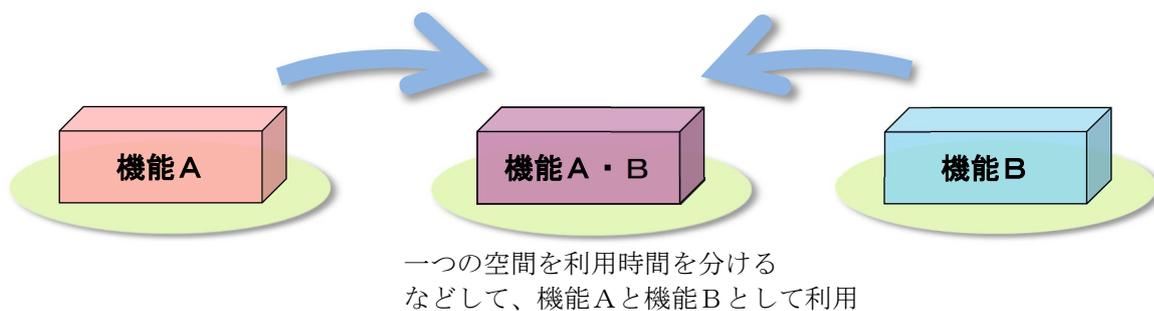


多くの人が利用しやすい施設へ

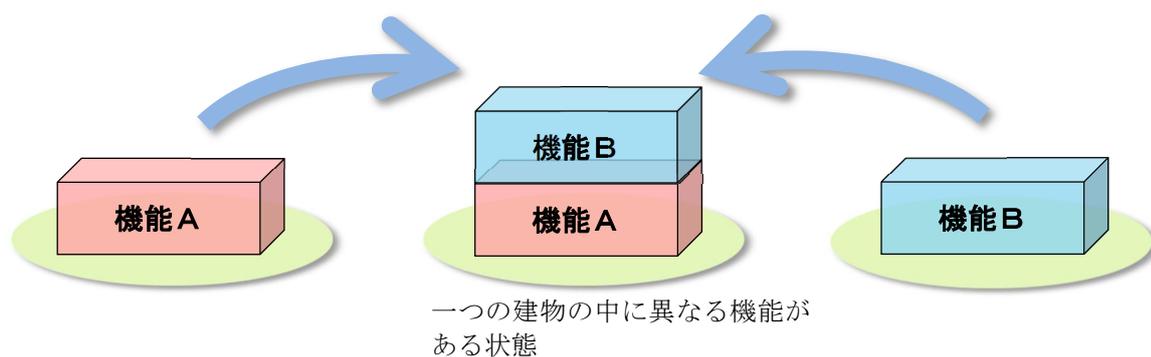
エ 多機能化や複合化の推進

一つ一つの機能のために一つ一つの施設が必要というこれまでの考え方から脱却し、これまで分散していた機能を集めることで、行政サービスの維持・向上を図りたいと考えます。そのために、必要な機能が一つの施設内で提供される多機能化や複合化を進めます。

<イメージ図：多機能化>



<イメージ図：複合化>



(3) 再編の進め方

再編整備を実施するためには、施設の用途転換や複合化に伴うリニューアル工事などに大規模な投資を行う必要があることから、適切なタイミングを捉えて行うことが効率的です。

そのため、それぞれの施設の大規模改修や建替え等、大規模な投資を行う場合や、施設の統廃合を行う場合、「3 再編の方針」の考え方をもとに、周辺の施設の状況も考慮しながら個々の再編を進めていきます。

なお、再編を具体化していくにあたっては、市民とともに検討し、地域特性や時代（市民）の将来ニーズを考慮して進めていきます。

(4) 施設分類ごとの方針

機能を中心に考えた再編を進めるために、市が所有するさまざまな施設を機能に着目して分類し、基本的な方針を定めました。この施設分類ごとの方針に基づき、再編を行います。

なお、市が所有する市民センターや学校等の施設を避難施設に指定していますが、安全性の向上や収容能力の確保が求められていることから、市が所有する施設のみならず、公の施設や民間の施設の活用を含め幅広く検討し、指定します。

主な施設は、100㎡未満の小規模施設やインフラ施設を除き、令和16年度までに、大規模改修や建替え等の更新時期の目安を迎える施設を掲載しています。
更新時期の目安は、施設の構造に応じて、機械的に抽出しています。

ア 市庁舎

(現状と課題)

市庁舎は、まちづくりの拠点として、市民窓口、行政事務、議会、防災等の機能を有しており、市民の利便性の向上、大規模災害への対応、環境への配慮等に関し、機能の維持・強化を図る必要があります。

一部の市庁舎では、老朽化が進行しており、今後果たすべき役割や機能を維持するために、予防保全を行うなど施設の延命化や移転又は建替えを検討すべき施設があり、配置や規模の適正化が課題となっています。

(方針)

市役所庁舎及び支所庁舎については、庁舎に備えるべき機能や組織体制を踏まえ、老朽化の状況に合わせて大規模改修などの予防保全を行いながら、配置及び規模の適正化を図り、必要な行政サービスの提供及び防災機能を維持していきます。

市役所庁舎分館（及び旧西1号館）については、今後、有効活用を図るため、廃止も含め検討を進めます。

主な施設

市役所庁舎、市役所庁舎分館、佐伯支所庁舎、吉和支所庁舎（旧）、宮島支所庁舎

イ 消防庁舎

(現状と課題)

消防庁舎は、消防防災拠点施設として、119番通報を受信する高機能消防指令センターや消防車両等の資機材が配置されており、火災を始めとする各種災害から市民の生命財産を守るための施設で、広島市に事務委託している吉和地域を除いた市域に設置しています。

一部の消防庁舎には、施設や設備の老朽化が著しいものがあります。また、近年の災害事象の複雑化・多様化に伴うニーズ増大に対応するための資機材や人員の増加による狭あい化が進んでいる施設もあります。

これらの課題に対応するため、消防庁舎の配置の適正化についても検討する必要があります。

(方針)

消防需要の変化に対応するため、消防防災拠点施設としての消防庁舎の配置及び規模の適正化を図ります。また、老朽化した施設については、大規模改修及び建替えなど、機能を十分に発揮できるよう、計画的に整備を進めていきます。

旧佐伯消防署については、今後、有効活用を図るため、関係機関と調整を行い、貸付若しくは売却又は解体を検討します。

主な施設

廿日市消防署西分署、旧佐伯消防署、大野消防署、宮島消防署

ウ 消防施設

(現状と課題)

消防団車庫施設は、地域に密着し、地域住民の安全・安心を守る役割を担う消防団の消防車両の保管場所や団員の待機場所であり、各地区に設置されています。一部の消防団車庫施設には、旧耐震基準の施設や更新時期を迎えているものがあります。また、消防団員数が減少傾向にあることから、組織再編や施設規模の適正化、再配置について検討が必要となっています。

(方針)

消防団車庫施設は、消防団の組織再編を検討し、施設の配置及び規模の適正化を図るとともに、維持継続する施設については、耐震化や更新を検討します。

また、消防資機材を保管する格納庫については、その使用実態に応じて廃止等の検討を行います。

主な施設

第7分団第1部・第2部（津田）、消防団待機場所（旧宮島市民センター） 消防団待機場所（旧中西集会所）、宮島杉之浦消防職員住宅、宮島消防用倉庫

エ 防災倉庫等

(現状と課題)

防災倉庫は、災害時に必要な資機材や非常食、毛布などの生活必需品を保管するための施設です。災害時に速やかに物資の提供ができるよう、防災倉庫の整備及び分散備蓄を進

め、適正な物資の配置・保管を行っています。しかし、一部の防災倉庫は老朽化が進行しており、その対応が必要となっています。

(方針)

災害時に必要な物資が速やかに提供できるよう、防災倉庫を適切に維持管理するとともに、広島県の災害応急救助物資の備蓄・調達方針を踏まえ、必要な配置箇所及び配置数の適正化を図ります。

老朽化が進んでいる防災倉庫については、資機材の整理及び施設の統廃合について検討します。

主な施設

備蓄倉庫（大野）

オ 市民活動施設（集会所等）

(現状と課題)

集会所は、コミュニティ活動の推進を中心とした、身近な地域自治活動の実践の場であり、地域主体のサロンや避難所など、地域福祉や災害時における身近な施設としての役割も担っています。管理運営については、地元管理を基本としていますが、施設の老朽化や人口減少、担い手不足に加え、利用料の収入も減少しており、地域による管理運営が難しくなっている施設もあります。また、一部の施設については、旧耐震基準のものがあります。

市民活動センターは、市民活動の活発な市民主体の豊かで活力ある地域社会の実現を目指し、多様な主体による地域協働を形成するために設置した施設です。施設は、建築から40年以上経過しており、老朽化の進行が課題となっています。

玖島の里づくり交流拠点施設は、地域資源の活用による市民と来訪者との交流の促進を図るとともに、多様な主体によるまちづくり活動を促進し、地域の活力の創出に資することを目的に設置した施設です。施設は、学校跡地を活用しており、改修は行ったものの、老朽化が進行していることから、適切な施設の維持管理が必要となっています。

(方針)

集会所は、地域にとって最も身近で、地域活動の「核」となる施設であるため、行政と地域とで役割分担しながら、施設の適切な維持管理を行っていきます。そうした中で、地域での管理運営が困難な施設については、地域の動向を見守りながら、廃止を検討します。また、大野地域のメイン集会所のうち、旧耐震基準の施設については、耐震診断の結果に基づき、建替え又は耐震補強を行っていきます。

市民活動センターは、より一層の中間支援機能を発揮できるよう、定期的な点検及び計画的な改修等により、適切に維持管理していきます。

玖島の里づくり交流拠点施設は、現在、実施している事業が継続できるよう、施設を適切に維持管理していきます。

主な施設

佐方本町集会所、佐方上集会所、佐方西集会所 など
市民活動センター
玖島の里づくり交流拠点施設

カ 市民センター

(現状と課題)

市民センター（公民館）は、生涯学習の振興と協働によるまちづくりを進めていくための拠点施設として、地域課題や社会的課題の解決に関する学習機会を提供するとともに、市民の学習の場として運営しています。

また、住民の地域社会への貢献やまちづくりへの意識のかん養、地域の課題や公共の課題への対応など、多角的な運営を行うため、指定管理者制度による地域運営も行っています。

今後、市民センターでは、避難所としての安全性の確保やエレベーター設置、老朽化した施設の改修等について、計画的に進めていく必要があります。

(方針)

市民センターは、地域の拠点施設として、小学校区に1館の配置を原則とし、老朽化した施設の改修等を計画的に進め、維持管理していきます。また、他の公共施設との機能集約（多機能化・複合化）や適正規模について検討していきます。

管理運営については、地域の実情に応じて、指定管理者制度の導入を検討していきます。

主な施設

平良市民センター、原市民センター、宮内市民センター、串戸市民センター
地御前市民センター、阿品市民センター、阿品台市民センター、宮園市民センター
四季が丘市民センター、旧吉和市民センター、大野西市民センター
宮島まちづくり交流センター杉之浦、あさはらまちづくり交流センター
友和市民センター、玖島ふれあいセンター

キ 学校

(現状と課題)

小・中学校は、集団の中での学習活動を通じ、児童生徒の資質や能力を延ばしていく役割を担っている中、本市の児童生徒数は総じて減少傾向にあり、複式学級で指導する学校やクラス替えができない学校もあります。

校舎、屋内運動場等については、全ての小・中学校で耐震性を確保しましたが、建築から30年以上経過した建物が大半を占めており、老朽化が進行しています。また、各学校のプール施設も老朽化が進行し、一斉に更新時期を迎えつつあります。

この他、特別支援学級や通級指導教室の設置、学級編成の標準の引き下げ等から、沿岸部において、教室に余裕がない学校があります。

(方針)

児童生徒数が著しく少ない学校については、教育環境をより良いものに改善できるよう、規模の適正化に取り組みます。

各学校の校舎、屋内運動場等については、施設の損傷実態、教室の利用状況などを総合的に勘案しながら、長寿命化を図るための改修を計画的に進めていきます。その際、空き教室の多い学校は、教室の有効活用について検討します。また、教室の不足が見込まれる場合は、将来的な児童生徒数の減少を見据えながら、既存の教室の利用方法の見直し、仮設校舎の設置などにより対応していきます。

プール施設については、引き続き、民間施設や公共施設を可能な限り活用していきます。また、民間施設等を活用できない学校について、施設の老朽度を調査した上で、近隣の学校との共同利用も視野に入れながら対応方針を整理し、必要に応じて改修・更新していきます。

主な施設

廿日市小学校、平良小学校、原小学校、宮内小学校、地御前小学校、佐方小学校 阿品台東小学校、阿品台西小学校、金剛寺小学校、宮園小学校、四季が丘小学校 友和小学校、津田小学校、大野東小学校 廿日市中学校、七尾中学校、阿品台中学校、野坂中学校、四季が丘中学校 佐伯中学校、大野東中学校 吉和学園（吉和小学校・吉和中学校）、大野学園（大野西小学校） 宮島学園（宮島小学校・宮島中学校）
--

ク 児童会・児童館

(現状と課題)

留守家庭児童会は、保護者の就労などにより保育を受けることのできない児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供するために、小学校の余裕教室、小学校敷地内の専用建物及び児童館で実施しています。小学生の児童数は、今後減少傾向にありますが、共働き世帯の増加で、留守家庭児童会の利用児童数は増加傾向にあり、民間事業者による整備を含め、受入体制を整えていく必要があります。また、設備及び運営については、条例で定める基準に適合した事業の実施が求められています。

児童館は、遊びにより、子どもの成長を支援するとともに、地域社会における健全育成活動を実施するなど、地域の子育て拠点の1つとして位置付けています。近年では、利用者や利用される時間帯が限定的であることから、施設を留守家庭児童会と併用するなど、効率的な運用を図っています。

(方針)

留守家庭児童会については、地域特性や児童の安全確保を考慮した上で、学校における余裕教室の活用や民間活力の活用などによる効率的・効果的な管理を行うとともに、基準に沿った適切な学童保育の環境づくりに取り組みます。

児童館については、利用状況や地域内の他の子育て支援施設の配置状況を踏まえ、配置及び規模の適正化を図ります。

主な施設

阿品台東児童会、宮園児童会、四季が丘第1児童会 平良児童館、津田児童館、友和児童館、大野東児童館、大野西児童館
--

ケ 保育園・認定こども園

(現状と課題)

保育園は、保護者の就労等の理由により保育を必要とする乳幼児の保育を行い、健全な心身の発達を図ることを目的とする施設です。育児休業制度等の整備や女性の働く意識の変化、子育て世帯の転入などから保育園のニーズは増加しており、年度当初の待機児童は解消しているものの、年度途中には待機児童が生じている状況です。

公立保育園は、耐震診断結果において、早期に対応が必要な園が1園あり、老朽化による大規模改修が必要な園も複数あります。

また、令和8年度から開始予定の『こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業及び乳児等のための支援給付）』などに対応した保育環境の整備が求められています。

認定こども園は、小学校就学前の教育及び保育需要の両方に対応する施設であり、廿日市地域や大野地域で民間の施設が設置されています。宮島地域には、公立幼稚園と民間保育園が1園ずつありますが、それらを令和7年度から統合し、認定こども園を新たに設置します。それに伴い、現在の公立幼稚園の施設を認定こども園として活用するため、園舎の改修を行う必要があります。

(方針)

待機児童対策として、計画的に民間保育園と連携した受入枠の確保策を検討するとともに、多様な保育需要に対応した保育サービスの提供を推進します。

保育サービスの提供体制については、今後、策定する保育に関する基本構想等に基づき、地域の保育需要や民間保育園とのバランスを考慮しつつ、計画的な統合や民間移管等も含め、公私で連携して整えます。

公立保育園については、今後、策定する市の保育基準に基づき、各地域における基幹園として教育・保育の先導的な役割を果たすとともに、計画的に老朽化した建物の改修等を行います。

宮島地域の公立幼稚園は、令和7年度中に改修を終え、民間事業者の運営による幼保連携型認定こども園として利用を開始します。

主な施設

佐方保育園、平良保育園、原保育園、宮内保育園、宮園保育園、地御前保育園 阿品台東保育園、阿品台西保育園、友和保育園、吉和保育園、いもせ保育園 梅原保育園
--

コ 診療所

(現状と課題)

診療所は、中山間地域や島しょ部における無医地区等を解消するための医療機関として、市が設置・管理しています。

施設については、老朽化の進行が課題となっています。

(方針)

診療所は、吉和地域及び宮島地域の医療体制を確保するため、適切に維持管理していきます。

また、老朽化が進んでいる施設については、計画的に改修していきます。

主な施設

宮島診療所

サ 社会福祉施設

(現状と課題)

社会福祉施設は、高齢者・児童・障害者・生活困窮者等が社会生活を営む上で必要となる様々なサービスを支援、育成し、又は更生のための各種治療訓練等を行い、これら要支援者の福祉の増進を図ることを目的とした福祉活動の拠点です。

維持継続する施設がある一方、使用団体の活動場所が新たに整備された施設に移り、利用の減少が見られるものもあり、施設の利用者数向上とともに、活用方法等や今後の施設のあり方について、検討していく必要があります。

(方針)

福祉センターは、健康の増進や福祉の向上を図ることを目的として、設置しています。一部の施設では、設備の老朽化が進んでいるものや、利用者数が減少しているものがあり、利用実態を踏まえ、計画的な更新について検討していきます。

保健福祉活動センターは、中高齢者の健康の増進及び積極的な生きがいの高揚とコミュニティ活動の推進を図ることを目的とする施設です。施設については、老朽化が進行していることから、社会情勢の変化に伴う必要性を市民とともに検討しながら進めていきます。

その他の社会福祉施設については、必要に応じて、管理運営方法の見直しや、施設の移譲も含め、今後の施設のあり方を各施設使用者等と協議します。

主な施設

総合健康福祉センター、佐伯社会福祉センター、吉和福祉センター 旧大野福祉保健センター、宮島福祉センター、地御前保健福祉活動センター その他の社会福祉施設
--

シ 図書館

(現状と課題)

図書館は、市民の知る権利、学ぶ権利を保障する社会教育機関として、必要な情報を提供し、知識や技術の向上を支える施設として、市内に3館設置しています。そのうち、大野図書館は、指定管理者制度による運営となっています。

はつかいち市民図書館では、本館の役割として貴重な資料の保管などにより蔵書数が増加したことから、資料の配架に課題が生じています。

また、基本となる「資料の収集、貸出、情報提供、相談等」に加え、近年、市民の居場所や交流の場、自習スペースの確保など、時代に応じた多様な機能が求められていますが、それらに対応するための館内スペースが不足している状況です。

(方針)

図書館については、「廿日市市図書館基本計画」に基づき、読書バリアフリーの推進や老朽化した施設のリニューアルを進め、快適に過ごせる空間や子ども連れでも気兼ねなく過ごせる空間を目指します。

また、市内3館の特徴や立地の特性、本館・分館の役割分担を踏まえた効率的・効果的な図書館サービスを行います。

はつかいち市民図書館については、シビックコア地区のまちづくりに併せて集約・再編を検討します。

主な施設

はつかいち市民図書館

ス 文化施設

(現状と課題)

文化施設は、人々が集い、学び、活動する場として、地域の文化交流やまちづくりの拠点として設置した施設です。

はつかいち文化ホールは開館から約30年が経過し、経年劣化に加え、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの観点からも課題を抱えています。

また、はつかいち美術ギャラリーについては、収蔵品を保管できるスペースの確保と美術品を火災から守るための消火設備の設置が課題となっています。

歴史民俗資料館等は、収蔵品等を適切に保存・公開するための設備やスペースが十分でなく、本来の役割を果たせていない状況です。また、老朽化による改修が必要となっている施設や耐震性能が不足している施設、加えて、安全・快適に鑑賞するためのバリアフリー設備や空調設備が整っていない施設があります。

(方針)

はつかいち文化ホールは、今後も計画的に維持管理し、良好な活動環境を整えます。

はつかいち美術ギャラリーについては、シビックコア地区のまちづくりに併せて集約・再編を検討します。

歴史民俗資料館等については、廿日市市文化財保存活用地域計画に基づき、施設のあり方を踏まえた再編や設備更新について検討を進めていきます。なお、開館から50年が経過した宮島歴史民俗資料館については、同じく老朽化の進む宮島伝統産業会館と機能を複合化した施設として移転整備を行い、利用者にとってより安全性・利便性及び満足度の高い施設を目指します。

主な施設

はつかいち文化ホール、はつかいち美術ギャラリー 旧吉和歴史民俗資料館、佐伯歴史民俗資料館、宮島歴史民俗資料館 宮島歴史民俗資料館収蔵庫、大野民具庫

セ スポーツ施設

(現状と課題)

スポーツ施設は、スポーツを通じて人との交流やつながりをもち、健康で豊かな生活を営むことができるまちづくりを目指すために設置された施設です。

競技種目や地域性を考慮した施設運営を行っており、スポーツ施設については充足しているものの、利用頻度の高い施設や低い施設があります。

また、一部の施設は、老朽化が進行し、利用者の安全確保やニーズへの対応が課題となっています。

(方針)

スポーツ施設は充足していることから、現在の施設を適切に維持管理していきます。

また、老朽化が進んだ施設については、長寿命化を図るとともに、利用者ニーズに対応した適切な運営を行います。

主な施設

スポーツセンター、昭北グラウンド、吉和プール、パークゴルフ場 佐伯総合スポーツ公園
--

ソ 産業振興施設

(現状と課題)

商工業関係の産業振興施設は、地域の産業振興や交流拠点、木工に関する伝統産業の普及や技術継承の拠点として活用されており、各施設とも指定管理者又は管理委託等により管理運営を行っています。いずれの施設も、老朽化や耐震性に課題があり、また、より一層の効果的な活用方法や立地環境について検討する必要があります。

農林水産業関係の産業振興施設は、農林水産業の従事者が共同利用することで、経営の安定化を図るために必要な施設であり、適切に維持管理を行っています。

(方針)

宮島伝統産業会館は、同じく老朽化の進む宮島歴史民俗資料館と機能を複合化した施設として移転整備を行い、利用者にとってより安全性・利便性及び満足度の高い施設を目指します。

木材利用センターについては、「木のまち はつかいち」を市内外の方々にPRし、親しんでもらえる施設として、機能の見直し、拡充など、今後の方向性や立地のあり方について検討します。

その他の産業振興施設については、有効かつ柔軟な活用の観点から、効率的・効果的な管理運営を行います。

主な施設

商工保健会館、宮島商工会館、宮島伝統産業会館、木材利用センター ライスセンター機械格納庫、農機具倉庫、市垣内農機具倉庫、堆肥製造施設

タ 観光・交流施設

(現状と課題)

観光・交流施設は、健康増進や地域活性化、広域的な交流、教化に資することなどを目的として設置された施設です。

施設利用者のニーズの変化に伴い利用者数が減少している施設もある中、施設の老朽化も進んでおり、収益の減少に加え、施設の改修や修繕に係る多額の改修費用等により、将来にわたり市財政に大きな負担が懸念されます。そのため、各施設の持続可能な管理運営体制に向け、社会情勢の変化に伴う対応を考慮しつつ、今後の施設のあり方を再検討する必要があります。

(方針)

地域特性や社会情勢の変化を考慮するとともに、今後の施設の必要性を検証し、機能の廃止を含め、施設規模の最適化を図ります。

また、持続可能な管理体制の構築を図るために、民間事業者のノウハウ活用や社会ニーズの変化を的確に捉え、将来を見据えた健全経営を行います。

主な施設

アルカディアビレッジ、森の館、スパ羅漢、岩倉ファームパーク 宮島包ヶ浦自然公園、宮浜温泉グラウンド・ゴルフ場、おおの自然観察の森

チ 市営住宅

(現況と課題)

市営住宅は、市場において、自ら適切な規模、家賃の住宅を確保できない市民に対し、公営住宅等として提供するとともに、地域の住宅事情に応じた定住促進等の住宅として提供する施設です。また、今後予想される支援を要する高齢者の増加への対応や子育て世帯の居住支援、定住の促進等のためにも必要な施設です。

管理運営については、指定管理者制度により行っています。

一方で、建築から約30年以上経過した建物が大半を占めており、老朽化が進行していることから、計画的に維持管理、修繕等を行う必要があります。

(方針)

住宅に困窮する市民に対する公営住宅等の供給により、住宅セーフティネット機能の充実と居住の安定の確保を図ります。また、地域の住宅事情や既存住宅ストックの状況を考慮し、将来のニーズを見据えながら住宅を提供するため、必要に応じて民間活力の活用も含め検討し、効率的・効果的に市営住宅の建替え、改修又は廃止などを行い、適正配置を進めます。

主な施設

桜尾住宅、大東住宅、住吉住宅 など

ツ 給食センター

(現況と課題)

給食センターは、栄養豊かで、安全・安心な学校給食を提供し、子どもたちの「豊かな心」と「健康な身体」づくりを目的とした施設であり、食育推進の拠点となる施設です。

これまで、計画的に給食施設の適正配置、改修などに取り組み、現在は、佐伯地域を除く4地域において、センター方式により学校給食を提供しています。

一部の学校給食センターと佐伯地域にある自校方式の給食調理場において、施設・設備の老朽化が進んでいます。また、佐伯地域では給食調理員の高齢化・人材不足が課題となっています。

(方針)

安全で安心な学校給食を安定的に提供していくため、「廿日市市学校給食施設整備基本構想」、「廿日市市公共施設の個別施設計画（長寿命化計画）」や学校給食衛生管理基準に基づき、給食施設を計画的に改修・更新していきます。

佐伯地域については、学校給食の提供体制の強化を図るため、自校方式の給食調理場の集約を検討します。また、当該施設の維持管理・運営について、効果的な手法を検討します。

主な施設

廿日市学校給食センター、吉和学校給食センター、宮島学校給食センター

テ 駐車場

(現状と課題)

駐車場は、通勤、通学や買い物等のための自転車等の利用等により、駐車需要が高い地域に、自転車駐車場を設置し、道路交通の円滑化と利用者の利便性の向上を図ることを目的とした施設です。

市内の有料自転車駐車場は、指定管理者による日々の日常点検により、不具合箇所の早期把握などに努めていますが、無料自転車駐車場を含めた各施設で老朽化が進行し、改修が必要となっています。

(方針)

自転車駐車場の維持管理については、効率的・効果的な運営を図るとともに、持続可能な自転車駐車場運営が可能となるよう、利用者の利用形態やニーズを踏まえ、改修していきます。

主な施設

大野浦自転車駐車場、前空自転車駐車場

ト 火葬場

(現状と課題)

火葬場は、市民生活にとって必要不可欠な施設であり、今後、高齢化の進展に伴い、火葬件数の増加が見込まれる中で、安定的な火葬業務に支障を来さないよう、稼働することが求められています。

管理運営については、指定管理者制度により行っています。

(方針)

建物や火葬炉については、計画的な炉の更新や改修等により施設等の長寿命化を図るとともに、火葬件数の動向を踏まえながら、適切な管理・運営に努めていきます。

主な施設

霊峯苑

ナ 廃棄物処理施設

(現状と課題)

廃棄物処理施設は、廃棄物の適正な処理を行うことにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする施設です。

焼却施設等については、施設の集約化を進め、維持管理費の軽減を図るとともに、効率的な廃棄物処理システムを構築してきましたが、複数の旧焼却施設等が解体されず、存置していることが課題となっています。

資源ごみ処理施設については、施設の老朽化が進行しており、維持管理費の増大が課題となっています。

最終処分場については、供用中の処分場の埋立容量に限りがあること及び水処理施設の老朽化が進行しており、維持管理費の増大が課題となっています。また、埋立終了後、休止している施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃止や水処理施設等の解体・撤去が課題となっています。

島しょ部の中継施設については、施設の老朽化が進行しており、維持管理費の増大が課題となっています。

また、し尿処理施設については、施設の老朽化に伴う維持管理費の増大が課題となっています。

(方針)

旧焼却施設等は、解体・撤去を計画的に進めていきます。

資源ごみ処理施設については、計画的に設備の更新を行い、適正処理及び資源化に努めていきます。

最終処分場については、ごみの資源化・減量化に努め、埋立て残容量の延命化を図るとともに、埋立てを終了し、休止している施設は、水処理施設等の解体・撤去を進めていきます。

島しょ部の中継施設については、施設の更新を検討するとともに、休止している設備の撤去を計画的に進めていきます。

し尿処理施設については、効率的な汚水処理を行うため、し尿及び浄化槽汚泥を公共下水道事業において処理を行うこととし、事業実施に合わせ、施設の解体・撤去を進めていきます。

なお、これらの廃棄物処理施設の解体・撤去や更新にあたっては、財政計画、国の交付金制度等を踏まえ、計画的に進めます。

主な施設

エコセンターはつかいち、廿日市衛生センター、佐伯クリーンセンター 大野清掃センター、宮島清掃センター 大野一般廃棄物最終処分場 旧ごみ焼却場、佐伯一般廃棄物最終処分場
--

二 子ども相談室

(現状と課題)

子ども相談室は、不登校又は不登校傾向の児童生徒を対象とし、児童生徒の心の安らぐ「居場所」としての役割を果たしつつ、社会的自立を支援していくことを目的とした施設です。

現在、廿日市、佐伯、大野の3教室を開設している中、市内小中学校では不登校児童生徒が増加傾向にあり、子ども相談室のニーズも高まっています。

廿日市教室は、令和4年度に総合健康福祉センターに移転し、佐伯教室は佐伯支所の一室を利用していますが、大野教室は大野学校給食センターの研修室を一時的に利用していることから、安定的な受入体制を確保する必要があります。

(方針)

不登校児童生徒の増加傾向はしばらく続くと考えられることから、今後も子ども相談室を3ヶ所常設して運営していく必要があります。そのため、大野教室については安定的な受入体制を確保する観点から、民間施設を含めた場所の確保について検討します。

4 先行的事業

現時点で、市が取り組もうとしている個別施設の再編について、大きな方向性を示しています。これは、施設の更新時期を契機として、周辺の施設を含め再編を行おうとするものです。

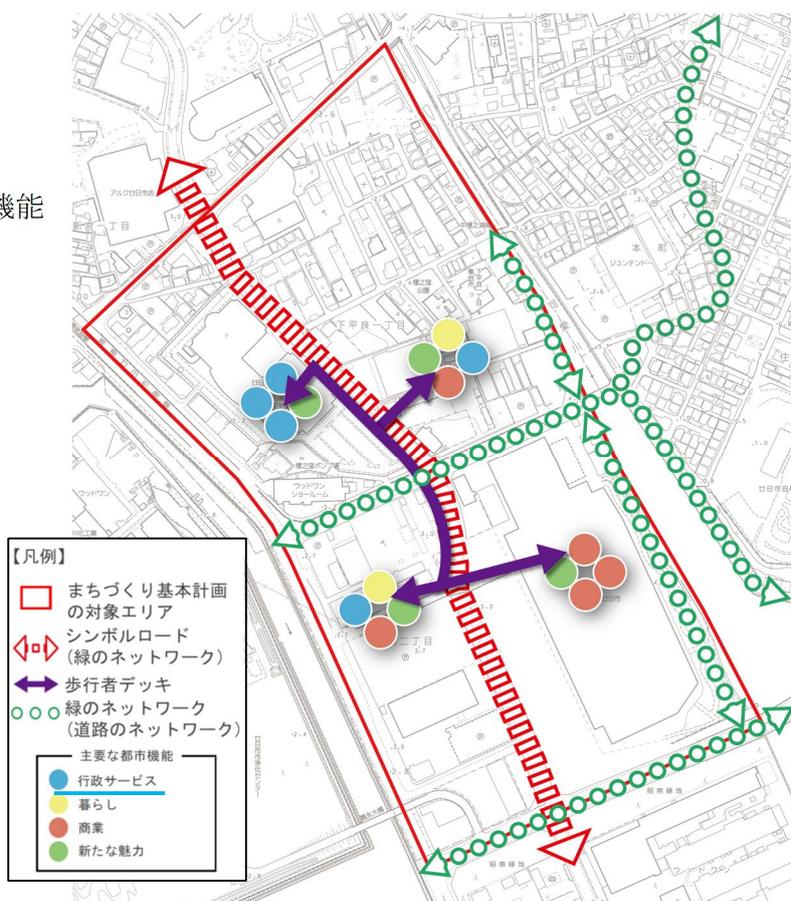
個々の施設の再編を具体的に行っていく際には、将来に渡って持続可能なまちの姿を市民とともに描きながら、真に必要な機能について考え、地域特性や時代（市民）のニーズを考慮した再編を行っていきます。

(1) 「シビックコア地区」まちづくりにおける公共施設の集約・再編 (方向性)

シビックコア地区について、賑わいと魅力ある都市拠点にふさわしい都市機能の集積・強化を図るため、まちづくりに併せて公共施設の集約・再編を検討します。また、集約・再編後の施設や跡地の有効な活用方法も検討します。

(集約・再編する主要機能)

- ・図書館機能
- ・美術ギャラリー機能
- ・歴史民俗資料展示機能
- ・けん玉体験機能
- ・木材加工業の歴史等の展示機能
- ・市役所機能
- ・駐車機能
- ・子育て支援機能
- ・外国人相談センター機能



まちづくり実現方針図

出典：廿日市市シビックコア地区（国道2号以南）まちづくり基本計画

(2) 宮島歴史民俗資料館等施設の再編

(方向性)

宮島に関する歴史資料やそこに暮らす町衆の生活に根ざした民俗資料を収集・調査・研究し、保存・継承することを目的とした「宮島歴史民俗資料館」と宮島の伝統的工芸品に関する産業振興と体験学習を通じた観光振興を目的とした「宮島伝統産業会館」を複合化します。このことによって、世界遺産・厳島神社を有する宮島の価値及び厳島神社とともに暮らしてきた人々のあゆみに触れる機会を提供し、市民のアイデンティティを醸成するとともに、観光客の利便性を高め、満足度の高い施設を整備します。

(再編イメージ)



5 推進体制

社会経済情勢の変化に対応した公共施設マネジメントを推進し、施設の最適な配置と管理運営を図るために、廿日市市公共施設マネジメント推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置しています。

構想段階から施設所管部署と公共施設マネジメント部署、企画・財政部署、営繕部署が連携を密にしなが、再編のたたき台を作成し、推進委員会で組織横断的な議論を行うことで、最適な施設の更新や整備等の方向性を検討していきます。

また、公共施設マネジメント部署を中心として、施設所管部署、企画・財政部署や営繕部署と連携しながら、公共施設マネジメントの意義、方向性を全庁的な共通認識として定着させ、着実に推進していきます。

